

# 青森県報

第九百四十三号

令和七年  
七月二十三日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

○登録特定行為事業者の事業所の所在地の変更の届出……………(高年齢福祉課) ……一

### 公 告

○農用地利用集積等促進計画の認可……………(構造政策課) ……一

### 出先機関

○土地改良区の役員の内任……………(三八農林水産事務所) ……二

○土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……二

○土地改良区の役員の内任及び退任……………(西北農林水産事務所) ……二

### 選挙管理委員会

○病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正……………(事務局) ……三

### 人事委員会

○人事委員会規則七―八五(寒冷地手当)の一部を改正する規則……………(事務局) ……四

## 告

## 示

### 青森県告示第四百六号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十七条第二項において準用する同法第四十八条の六第一項の規定により、次のとおり登録特定行為事業者から事業所の所在地を変更しようとする旨の届出があったので、同法附則第二十七条第二項において準用する同法第四十八条の八第二号の規定により公示する。

令和七年七月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	登録番号	氏名又は名称	住所	事業所		変更予定年月日	備考
								名称	所在地		
	〇三〇〇一 〇三〇〇二 〇三〇〇三		〇三〇〇一 〇三〇〇二			社会福祉法人奥入瀬会	上北郡おいらせ町沼端三七〇の一	訪問介護事業所たんぼぼ	上北郡おいらせ町沼端三七〇の一	平成二六・五・一	訪問介護
	〇三〇〇一 〇三〇〇二 〇三〇〇三		〇三〇〇一 〇三〇〇二			社会福祉法人奥入瀬会	上北郡おいらせ町沼端三七〇の一	訪問介護事業所たんぼぼ	上北郡おいらせ町沼端三七〇の一		訪問介護

## 公

## 告

### 農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和七年七月二十三日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和七年七月二十三日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

○農用地利用集積等促進計画 (売買)

所有権の移転を受ける者		住所又は所在地		市町村		所有権の移転を受ける土地	
氏名又は名称	住所又は所在地	大字	字	番地			
農事組合法人 農居生産組合	平川市	町居	稲村	168番	ほか7 筆		
溝江 昇	南津軽郡藤崎町	矢沢	豊成一 番田	10番	ほか6 筆		
成田 康治	南津軽郡藤崎町	柏木堰	前田	102番			
神成 和也	北津軽郡鶴田町	大性	平岡	197番			
野月 誠	十和田市	切田	南川原	242番	ほか10 筆		
泉山 光夫	十和田市	相坂	高清水	675番1	ほか4 筆		
小田 正喜	十和田市	大沢田	有信山	22番13			
川村 豊美	十和田市	法量	川口平	146番1	ほか7 筆		
川村 堅逸	十和田市	奥瀬	赤石	111番			
杉澤 勝彦	十和田市	米田	向町	106番2	ほか2 筆		
三浦 壽	三沢市	三沢	湊代平	116番2 224	ほか1 筆		
川嶋 敏明	三沢市	三沢	早稲田	1132番1			
金淵 盛一	上北郡六戸町	大落瀬	根古橋	315番			

出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、馬淵川土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十九項の規定により公告する。

令和七年七月二十三日

青森県三八農林水産事務所長 大和山 真 一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理 事	馬渡 ミヨ	八戸市大字櫛引字窪田三の三	令和七・三・二七

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、馬淵川土地改良区の定款の変更を令和七年五月十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和七年七月二十三日

青森県三八農林水産事務所長 大和山 真 一

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、枝川鶴田土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十九項の規定により公告する。

令和七年七月二十三日

青森県西北農林水産事務所長 豊 澤 順 造

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	成田 悦夫	北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原一八九の二	令和七・四・三就任
〃	蒔苗 四郎	板柳町大字小幡字柳川九九	〃
〃	尾崎 方信	鶴田町大字大巻字川瀬八四	〃
〃	一戸 辰美	大字中野字種元二一	〃
〃	伊藤 啓文	大字胡桃館字前田五八	〃
〃	石岡 三弘	大字高蒲川字笹森五	〃
〃	永澤 光廣	大字鶴泊字東田八八の	〃
〃	松山 憲義	大字鶴田字生松五八の	〃
〃	一戸 祐清	大字山道字小泉一七六	〃
監事	千葉 浩司	大字境字宮内一一七	〃
〃	吉川 昌彦	大字鶴田字沖津一一八	〃
〃	石岡 幸喜	大字大性字川辺七〇の	〃
理事	成田 悦夫	大字鶴田字相原一八九	七・四・三退任
〃	蒔苗 四郎	板柳町大字小幡字柳川九九	〃
〃	石岡 三弘	鶴田町大字高蒲川字笹森五	〃
〃	松山 憲義	大字鶴田字生松五八の	〃
〃	一戸 辰美	大字中野字種元二一	〃
〃	尾崎 方信	大字大巻字川瀬八四	〃
〃	三上 肇	大字胡桃館字前田六七	〃
〃	工藤 國治	大字山道字押眠八二の	〃
〃	永澤 光廣	大字鶴泊字東田八八の	〃

監事	千葉 浩司	一	大字境字宮内一一七	〃
〃	吉川 昌彦	〃	大字鶴田字沖津一一八	〃
〃	石岡 幸喜	〃	大字大性字川辺七〇の	〃

### 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十四号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和七年七月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

二の表中

福寿草インスプリング	〃	大字妙字西平六の二七	を
福寿草インスプリング	〃	大字妙字西平六の一九	に、
白山台やすらぎ館	〃	西白山台六丁目九の三〇	を
白山台やすらぎ館	〃	西白山台六丁目九の三〇	に改める。
サービス付き高齢者向け住宅ファインスカイ	〃	西白山台六丁目五の二二	

人 事 委 員 会

人事委員会規則七―八五（寒冷地手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月二十三日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―八五（寒冷地手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―八五（寒冷地手当）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「扶養親族（）」の下に「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付二十一円七十銭